

令和5年度 石川県サービス管理責任者等実践研修 開催要綱

1. 目的

障害者総合支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サービス管理責任者等」という。)の養成を図ることを目的とする。

2. 主催 石川県

3. 実施機関 社会福祉法人 石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター

4. 対象者 下記 ア、イを満たす者。

ア 石川県内に所在する指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者等として従事しようとする石川県在住の者。

イ 「サービス管理責任者等基礎研修」および「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」を修了した者で、かつ両研修修了後から本研修受講日までに、指定障害福祉サービス事業所等において通算2年以上(下記①～③を満たす方は6月以上)、相談支援の業務または直接支援の業務に従事した者。

① 基礎研修受講時にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3～8年)を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画の作成業務に従事する。(具体的には以下のいずれかのとおり)

- ・サービス管理責任者等が配置されている事業所等において、個別支援計画の原案作成までの一連の業務を行う。
- ・やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者(石川県または金沢市)に届出を行う。

※令和元年度～3年度までの基礎研修受講者で、経過措置によりサービス管理責任者等として従事している方は、引き続きサービス管理責任者等として従事するためには、基礎研修修了日から3年経過する日までの間に本研修を修了する必要があります。

※今後、サービス管理責任者等として従事していく際には、本研修を修了後5年以内に「サービス管理責任者等更新研修」を受講する必要があります。

※令和5年度中に更新研修を受講しなければならない方が、令和5年度末までに更新研修を未受講の場合、資格が失効します。再度、資格を取得するためには、令和6年度以降に実践研修を修了する必要があります。やむを得ない事由等により令和5年度の石川県で実施した更新研修を受講できなかった方は石川県障害保健福祉課(076-225-1428)までご相談ください。

5. 定員 120名

※定員超過の場合には、本県主催の基礎研修修了者を優先するなど、受講者を選考させていただきます場合があります。

6. 日程及び会場

本研修は下記2日程に分けて実施予定で、どちらかの日程を受講いただきます。

日程	開催期日	会場
A 日程	令和6年1月24日(水)・25日(木) 8:55~17:35(予定)	石川県庁11階 1102会議室 (金沢市鞍月1-1)
B 日程	令和6年1月30日(火)・31日(水) 8:55~17:35(予定)	

※各日程の受講者数調整のため、日程の指定はできません。どちらの日程でも受講できるよう、勤務調整をお願いします。

※各受講者の受講日程は事務局で決定し、受講承認日に別途メールにて通知します。

7. 受講費用 3,000円

8. 申込期限 12月8日(金)

9. 申込方法

石川県社会福祉協議会ホームページから、期日までにお申込みください。

- ① 石川県社会福祉協議会ホームページ(URL: <http://www.isk-shakyo.or.jp/>)の上部メニュー「福祉の研修」をクリックします。
- ② 「研修新着情報」から受講希望の研修名をクリックすると、「検索結果」が画面の下方に表示されます。
- ③ 受講希望の研修であることを確認の上、右欄の「申込」をクリックすると、「研修申し込み」が表示されます。
- ④ 必要事項(※印は必須項目)を入力後、「申込確認画面へ」をクリックし、入力内容を確認の上、「申し込む」をクリックして、申し込み完了です。
- ⑤ 申し込み後、すぐに「受付確認書」がメールで送信されます。
メールが届かない場合は、メールアドレスが正しく入力されていない可能性がありますので、福祉総合研修センターまでご連絡ください。
なお、「受付確認書」は受講を承認するものではありません。後日、「受講選考結果」がメールで送信されます。

10. 「研修申し込み」画面に入力する際の注意事項

- (1) 事業所種別、職種欄であてはまるものがない場合は、その他を選び備考欄に具体的に入力してください。
- (2) 「受講者氏名」「生年月日」欄は、入力された内容が修了証書に記載されますので、お間違えのないよう入力してください。
- (3) 「推薦順位」欄は、受講希望者が同一法人内で複数いる場合に入力してください。
- (4) 「基礎研修修了後から受講開始日までの実務経験年数」欄は、基礎研修修了後から本研修受講開始日までに相談支援または直接支援の業務に従事した通算の年数を入力してください。
- (5) (4)の実務経験年数が6月以上2年未満の場合は、1ページ目に記載のある4. 対象者イ①~③に基づき指定権者(石川県または金沢市)に法人から届出を行っているか。行っていない

- る場合「行っている」を、行っていない場合「行っていない」を入力してください。
- (6)「今後の勤務形態」欄は、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者のどちらか該当する方を一つ入力してください。入力内容により、修了証書の表記が異なります。
- (7)「現在の業務状況」欄からは、原則受講希望者本人が回答してください。
「現在の業務状況」欄は、以下より該当する数字をひとつ選択し、入力してください。
1. 経過措置によりサービス管理責任者等として勤務している
 2. 2人目以降サービス管理責任者等として勤務している
 3. サービス管理責任者等として配置はされていないが、個別支援計画原案作成プロセスに携わっている
 4. 個別支援計画作成には全く携わっていない
 5. その他（ ）
- (8)「助言・指導状況」欄は、(6)で選択した業務について、上司等から助言や指導を受けている場合、「受けている」を、受けていない場合、「受けていない」を入力してください。
- (9)「基礎研修修了後の経験」欄は、以下より該当する数字を全て選択し、入力してください。
詳細は「補足説明」のファイルをご覧ください。
1. アセスメントに関わる業務
 2. 利用者との面接
 3. 個別支援会議への参加
 4. 利用者・家族での個別支援計画等の説明場面への参加
 5. 個別支援実施状況の把握（モニタリング）に関する業務への参加
 6. サービス担当者会議への参加
 7. 地域自立支援協議会への参加
 8. この中に当てはまるものは経験していない
- (10)「受講上の合理的配慮」欄は、受講するうえで合理的な配慮が必要な事項があれば記載ください。(車いす使用、介助者同行 等)

1 1. 事前課題等について

研修受講にあたっては、事前課題を提出いただきます。詳細は受講承認日に通知する「受講票」の連絡事項欄に記載します。課題を未提出、または不備が多い場合は、受講を取り消す場合があります。

1 2. 受講承認

定員の範囲で受講者を承認し、結果は12月18日(火)頃に、申込時に入力されたメールアドレスに通知します。受講承認の日が過ぎても「受講票」が届かない場合は必ず当センターにご連絡ください。

1 3. 修了証書の交付等

研修を全課程(2日間)修了した者には、修了証書を交付します。

修了証書の研修名は、「サービス管理責任者実践研修」及び「児童発達支援管理責任者実践研修」に分かれますが、表記が異なるだけで、どちらか一方で両方の実践研修を修了したものとみなします。

14. その他

- (1) 研修当日についての詳細は、受講承認日に通知される「受講票」の連絡事項に記載しますので、そちらでご確認ください。
- (2) 自然災害や交通機関の遅れ等のやむをえない事情がある場合を除き、30分以上の遅刻、離席、早退等の場合は、欠席とみなします。
- (3) 受講態度が著しく不良である場合（居眠りや受講中の携帯電話の使用等）は、修了した者として認めません。
- (4) 昼食については各自で準備願います。
- (5) 受講申込に関する個人情報は、本研修の運営及び修了者名簿の作成等ために使用し、他の目的で使用したり、無断で第三者に提供したりすることはありません。

<申込・研修に関する問い合わせ先>

石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター 研修課 干場、田保
〒920-0022

金沢市北安江3-2-20 金沢勤労者プラザ4階

TEL 076 (221) 1833 FAX 076 (221) 1834

<資格要件・制度に関する問い合わせ先>

石川県障害保健福祉課 TEL 076 (225) 1428

令和5年度 石川県サービス管理責任者等実践研修プログラム

◇講義・演習 (A日程・B日程共通)

	時 間	内 容
1 日 目	8:30～8:55	受付
	8:55～9:00	事務オリエンテーション
	9:00～17:35 昼休憩 (60分) その他 適宜休憩	【講義】 障害者福祉施策の最新の動向
		【講義・演習】 モニタリングの方法
		【講義・演習】 個別支援会議の運営方法
2 日 目	8:30～8:55	受付
	8:55～9:00	事務オリエンテーション
	9:00～17:35 昼休憩 (60分) その他 適宜休憩	【講義・演習】 サービス提供職員への助言・指導について
		【講義・演習】 現場実践におけるスーパービジョンの活用について
		【講義】 サービス担当者会議等におけるサビ児管の役割
		【講義】 自立支援協議会を活用した地域課題の解決に向けた取り組み
【演習】 サービス担当者会議と協議会の活用についてのまとめ		

※ 研修時間は進行状況により前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験①**(OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件②**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

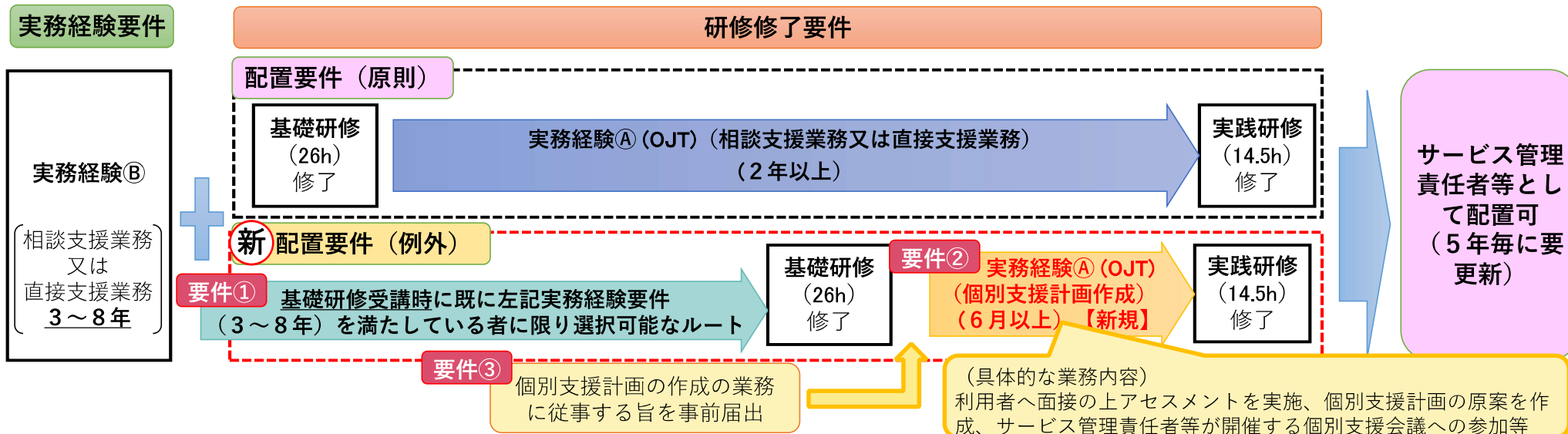
② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

（施行日前の実務経験①(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）



相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可
(ただしOJT期間は2年以上必要)

はい

上記実務経験が
基礎研修受講日時点で既にある

いいえ

OJT期間は2年以上必要
(内容は相談支援又は直接支援の業務で可)

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
個別支援計画作成の一連の業務で行う

いいえ

OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、
期間は2年以上必要

はい

個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、
指定権者に届出を行っている(又は予定)

いいえ

業務実施についての届出がない場合、
OJT期間は2年以上必要

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
6月以上で可能!

「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」の要件

【実務経験要件】

サービス管理責任者
(別添資料2-②参照)

児童発達支援管理責任者
(別添資料2-③参照)

【研修要件】

・「相談支援従事者初任者研修の講義部分(2日間)」を受講
(11h)

・「サービス管理責任者等基礎研修」を受講
(15h)

2年以上、
相談支援
または
直接支援
の業務に
従事

・「サービス管理責任者等実践研修」を受講
(14.5h)

【資格取得】

サービス管理責任者

児童発達支援管理責任者

として配置

【資格更新】

・「サービス管理責任者等更新研修」を受講
(6h)

※5年毎に受講

(注1) 経過措置

- ・令和元年度～令和3年度までの基礎研修受講者で、基礎研修了時点においてサービス管理責任者等としての実務経験要件を満たしている者は、実践研修修了前であっても、3年間に限りサービス管理責任者等の要件を満たしているとみなされます。

・上記に該当しない者は、実践研修修了までは下記の取り扱いとなります。

- ①既にサービス管理責任者等を1名配置している場合において、2人目のサービス管理責任者等として配置できる。
- ②個別支援計画「原案」を作成することができる。

(注2) 実践研修及び更新研修の受講要件

・実践研修: 受講日前5年間に於いて2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある

・更新研修: 受講日前5年間に於いてサービス管理責任者等(※)として2年以上従事している、または現にサービス管理責任者等として従事している

※サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員

サービス管理責任者の要件となる実務経験について(H31. 4. 1～)

業務の範囲		業務内容	実務経験年数	
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	相談支援業務(※1)	i 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	通算5年以上	
		ii 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所、発達障害者支援センターの従業者		
		iii 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者		
		iv 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者		
		v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者		
		vi 病院若しくは診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、dに掲げる資格を有する者並びに i から v までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上のものに限る。)		
	直接支援業務(※2)	次の i ~ v に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者のいずれかに該当する者(社会福祉主事任用資格者等という。)が、直接支援の業務に従事した期間		通算8年以上
		i 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設の従事者、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床にかかるもの		
		ii 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者		
		iii 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者		
		iv 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所の従業者		
v 特別支援学校の従業者				
c	社会福祉主事任用資格者等でない者が、bの i ~ v の直接支援の業務に従事した期間	通算8年以上		
d	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	a~c通算3年以上 かつd通算3年以上		

注)ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

※1)相談支援の業務とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務をいう。

※2)直接支援の業務とは、身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護又は日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務をいう。

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について(H31. 4. 1～)

業務の範囲		業務内容	実務経験年数	
障害者（児）の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	相談支援業務	i	地域生活支援事業における相談支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	
		ii	児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者	
		iii	障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者	
		iv	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者	
		v	学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)その他これらに準ずる機関の従業者	
		vi	病院若しくは診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、dに掲げる資格を有する者並びに i から v までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上のものに限る。)	
	直接支援業務	次の i ～ iv に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者のいずれかに該当する者(社会福祉主事任用資格者等という。)が、直接支援の業務に従事した期間		通算5年以上 (かつ下線部に従事した期間を除外して3年以上)
		i	障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床の従業者	
		ii	障害児通所支援事業、児童自立生活支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従事者	
		iii	病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者	
iv		障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所の従事者		
v	学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)その他これらに準ずる機関の従業者			
c	社会福祉主事任用資格者等でない者が、bの i ～ iv の直接支援の業務に従事した期間	通算8年以上 (かつ下線部に従事した期間を除外して3年以上)		
d	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	a～c通算3年以上 かつd通算5年以上		

注1)ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。